

## 焼津市週休2日工事（建築工事）実施要領

### （目的）

第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、週休2日工事の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

### （対象工事）

第2条 この要領の対象となる工事は、焼津市が発注する建築工事（建築設備工事を含む）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （1） 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- （2） 市長が対象工事に適さないと判断する工事

### （用語の定義）

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

- （1） 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- （2） 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間、請負者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- （3） 現場閉所 対象期間において、一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事（以下、「関連工事」という。）を含めて、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- （4） 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
- （5） 現場閉所（現場休息）率 対象期間における現場閉所（現場休息）日数の割合（現場閉所（現場休息）日数/対象期間日数）で算出する。現場閉所（現場休息）率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### （発注）

第4条 週休2日工事の発注は、発注者指定型による発注とする。

- 2 前項の規定により発注するときは、焼津市週休2日工事（建築工事）特記仕様書（別

紙1)を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注するものとする。

(実施方法)

第5条 週休2日工事の実施方法は次のとおりとする。

(1) 現場閉所(現場休息)の確認方法

ア 対象期間開始前

- (ア) 「対象期間」の設定として、準備期間、後片付け期間及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を請負者と発注者間協議により設定する。
- (イ) 請負者は「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は週休2日が確保されていることを確認する。
- (ウ) 分離発注工事の請負者は、請負者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所(現場休息)の予定日を調整したうえで実施工程表等を作成する。

イ 対象期間中

- (ア) 工程計画の見直し等が生じた場合には、請負者はその都度「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は見直し後の計画を確認する。なお、実施工程表等の修正に当たっては、請負者間で調整を行う。
- (イ) 監督員は、請負者が作成する「現場閉所(現場休息)日」が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)日数を確認する。

ウ 現場閉所(現場休息)率確認時

- (ア) 請負者は、工事完成図書提出時に、「現場閉所(現場休息)日」を記載した実施工程表等を監督員に提出する。
- (イ) 監督員は、請負者から提出された上記の書類により現場閉所(現場休息)の状況を確認する。

エ その他留意事項

- (ア) 請負者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に請負者と発注者間で協議を行うこととする。
- (イ) 請負者及び監督員は関連工事請負者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離又は分割で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。
- (ウ) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は請負者と協議する。
- (エ) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しな

なければならないことから、実施工程表等を請負者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している請負者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。特に新築工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(費用の計上)

第6条 現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。なお、費用の補正に係る具体の積算等の方法は、静岡県が定める「静岡県週休2日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年10月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、施行の日以後に設計された工事であって、工事期間が令和5年度中に開始し、令和6年度以降に終了するものについては、市長が特に認めるものを除き、令和6年4月1日以前であっても適用の対象とする。

## 第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日工事の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

## 第2条 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

### (2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、請負者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

### (3) 現場閉所

対象期間において、一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事（以下、「関連工事」という。）を含めて、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### (4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

### (5) 現場閉所（現場休息）率

対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（現場閉所（現場休息）日数／対象期間日数）をいい、現場閉所（現場休息）率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

## 第3条 取組内容の設定

対象期間は、対象期間開始前の請負者と発注者間協議により設定する。

## 第4条 現場閉所の確認

請負者は、対象期間開始前に週休2日取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得たうえで週休2日に取り組む

ものとする。対象期間開始後に工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出するほか、現場閉所（現場休息）率確認時には、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し監督員に提出するものとする。

#### 第5条 現場閉所（現場休息）率の算出

監督員は、請負者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認のうえ現場閉所（現場休息）率を算出する。

#### 第6条 工事間調整

請負者は監督員、関連工事請負者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離又は分割で発注した工事を含む）の調整を適切に実施する。

#### 第7条 実施困難な場合の対応

請負者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に請負者と発注者間協議を行うこととする。

#### 第8条 費用の計上

当初の予定価格の設定において、4週8休以上を前提に以下の(1)により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費。以下同じ。）を補正している。発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週7休以上4週8休未満または4週6休以上4週7休未満に該当する場合は、以下の(2)または(3)の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費を補正して工事費を算出し、請負代金額を減額変更する。また、4週6休に満たない場合については労務費補正分の全てを減額変更する。

- (1) 4週8休以上 補正係数1.05
- (2) 4週7休以上4週8休未満 補正係数1.03
- (3) 4週6休以上4週7休未満 補正係数1.01

#### 第9条 「関連工事」について

本工事において本特記仕様書による「関連工事」として扱う工事は以下のとおりである。

- ・令和 年度 ○○センター△△棟□□工事
- ・令和 年度 ○○センター△△棟☆☆工事